

東京都省エネルギーの推進及びエネルギーの安定的な供給の確保に関する条例（平成二十三年東京都条例第六十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第二条（現行のとおり） （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 エネルギー エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。</p> <p>二（現行のとおり） 第三条から第九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第二条（略） （定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 エネルギー エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。</p> <p>二（略） 第三条から第九条まで（略）</p>